

受付  
4 9 3  
鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

目次  
告示 地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十二年度にお  
ける事業計画  
解除予定の保安林  
保安林の指定の解除

解除予定の保安林にする旨の通知  
解除予定の保安林  
道路交通法による聴聞の実施  
風俗営業等取締法による聴聞の実施

告 示

鳥取県告示第四百四十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定に  
より、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十一年度における事業計  
画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋

調査を行 なう者の 名称	調査地域	調査期 間	備 考
気高町 下坂本、二本木、 重高、下光本、常 長瀬、水、久留 上浅津、下浅津、 羽合町 光吉、赤池、上瀬 名和町 小竹、豊成、倉谷 米子市 夜見町		昭和四十一年八月三十日 から 昭和四十二年三月三十一日まで	調査面積 一〇〇平方キロ 調査面積 一八平方キロ 調査面積 三〇七平方キロ 調査面積 三五平方キロ

鳥取県告示第四百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律  
第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福都村大字勝山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に  
限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

配電線路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字比丘尼寺二〇六の二

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字谷端一三二一の三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林地敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字東浜七八四の三、七八四の四、七八四の五、七八四の七、七八四の九、七八四の一〇、七八四の一三、七八四の一四、七八四の一六、七八四の一八、七八四の二〇、七八四の二二、七八四の二四、七八四の二六、七八四の二八、七八四の三二、七八四の五六、七八四の五八、七八四の六〇、七八四の六二、七八四の六四、七八四の六六、七八四の六八、七八四の七〇、七八四の七四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

学校施設敷地とするため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年八月三十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年九月七日 午前十一時から

米子市柘町 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- |    |                 |      |
|----|-----------------|------|
| 1  | 境港市外江町二九四九      | 能海正司 |
| 2  | 境港市外江町二三六       | 北浦武視 |
| 3  | 境港市上道町 松本アパート内  | 老松聖治 |
| 4  | 境港市上道町二一四       | 往西憲  |
| 5  | 境港市上道町七〇〇       | 西尾徹也 |
| 6  | 境港市上道町一七七七      | 小坂昇  |
| 7  | 境港市東雲町五         | 石原羊祐 |
| 8  | 境港市新屋六四四        | 宇城英夫 |
| 9  | 日野郡溝口町溝口六四一     | 備城敏夫 |
| 10 | 日野郡江府町江尾一八九六    | 上代賢人 |
| 11 | 日野郡日南町大字笠木二七五   | 青戸寛  |
| 12 | 日野郡日野町大字榎雨六二六の二 | 斉藤茂雄 |
- 二 聴聞の期日及び場所  
昭和四十一年九月八日 午前九時三十分から  
米子市柘町 米子警察署会議室
- 三 聴聞当事者の住所及び氏名
- |   |                |      |
|---|----------------|------|
| 1 | 東伯郡赤碓町大字出上三三二  | 前田源蔵 |
| 2 | 東伯郡東伯町大字下伊勢四三二 | 福本武雄 |
| 3 | 東伯郡東伯町大字下伊勢五四八 | 中江功  |
| 4 | 西伯郡中山町大字八重一七七  | 山内達紀 |
| 5 | 米子市陰田町八五八      | 原弘美  |
| 6 | 米子市曾生一〇九六      | 木谷安子 |
| 7 | 米子市夜見町二二二五     | 足立虎夫 |
| 8 | 米子市大篠津町一九九九    | 安田賢一 |

- 鳥取県公安委員会告示第三十三号
- 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。
- 昭和四十一年八月三十日
- 鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 康
- 一 聴聞の期日及び場所
- 昭和四十一年九月七日 午前十時から
- 米子市梳町 米子警察署
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
- 1 米子市旗ヶ崎新田 平谷アパート 中 村 彌 一 郎
  - 2 米子市角盤町三丁目一七四 畑 好 明
  - 9 米子市東福原八九一 細 田 幸 夫
  - 10 米子市夜見町一九八一の一 西 村 年 秋
  - 11 米子市錦町一丁目一〇 河 野 邦 治
  - 12 米子市立町二丁目一六 白 根 和 男
  - 13 米子市灘町二丁目二 林 当 章
  - 14 米子市石井二九六 香 田 守 穂
  - 15 西伯郡名和町大字東坪二四六四の一 山 下 栄 寛
  - 16 西伯郡淀江町大字中間三九一 中 田 栄 寿
  - 17 西伯郡淀江町大字西尾二五三 田 中 馨 志 夫
  - 18 米子市東福原四八六 遠 藤 昭 男
  - 19 西伯郡大山町大字豊房四〇九 松 尾 紀 昭

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当るときは、  
その翌日)

規 則  
鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則  
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則  
昭和四十一年八月一日

鳥取県規則第三十三号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

- 第一条各号を次のように改める。
  - 一 総務部財政課に勤務し、税務事務にたずさわる事務吏員
  - 二 県税事務所勤務し、税務事務にたずさわる事務吏員
- 第五条の次に次の一条を加える。
- (税額等変更通知書)
- 第五条の二 所長は、納税通知書を発した後において、その記載した事項

のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第五号様式の二による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。

第二十条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、所長において過納又は誤納の事実を発見したときは、納税者又は特別徴収義務者の請求をまたずに還付することができる。

第二十一条を次のように改める。

(現金収納の手續)

第二十一条 徴税吏員である出納員(以下「出納員」という。)及び徴税吏員である分任出納員(以下「分任出納員」という。)は、現金を収納したときは、第十九号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書、納入書、納税通知書又は納入通知書(以下本条中「納税通知書等」という。)を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付にかえて出納員が第十九号様式の二による領収印を納税通知書等に押なつて収納することができる。

2 出納員は、分任出納員に現金を収納せよとするときは、第十九号様式の三による現金領収証書用紙及び収納現金引継簿に繰り番号及び引渡枚数を記載し、現金領収証書用紙を当該分任出納員に交付しなければならない。

第二十二条第一項中「徴税吏員が現金を領収」を「分任出納員が現金を収納」に、「出納員」を「所属出納員」に改め、同条同項に次のただし書を加える。

ただし、分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区